監査

四半期レビュー基準の改訂、検討開始―企業会計審議会監査部会

去る9月5日、金融庁は、企業会計審議会監査部会（部会長：堀江正之・日本大学商学部教授）を開催した。

2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（DWG報告）に盛り込まれた四半期開示の見直しに伴い、四半期報告制度廃止後の中間財務諸表および四半期決算短信のレビューについて、以下の論点に関する審議が行われた。

検討範囲

DWG報告では、第2四半期報告書と同程度のレビューが半期報告書に求められ、第1・第3四半期決算短信のレビューは任意とされた。これを受けて、新たに必要となる「半期報告書に含まれる中間財務諸表に対するレビューに関する基準」に加えて、「四半期決算短信に含まれる四半期財務情報に対するレビューに関する基準」を、企業会計審議会において検討することについて、委員からは、基本的に賛意が聞かれた。

期中レビュー基準（仮称）

新たに改訂するレビュー基準について、次の論点が示された。

(1) 現行の四半期レビュー基準をベースに所要の改正（四半期財務諸表を中間財務諸表に修正するなど）を行う。

(2) 「四半期決算短信に含まれる四半期財務情報に対するレビューに関する基準」を含めて検討する場合、これも現行の四半期レビュー基準に取り込み、中間財務諸表と四半期財務情報に対するレビューを対象範囲に含む「期中レビュー基準」（仮称）にする。

(3) 「期中レビュー基準」（仮称）とする場合、結論表明の枠組みについては、監査基準と同様に、適正性結論を中心とし、準拠性結論の規定を追加する（年度監査では適正性意見が中心で準拠性意見もあるところ、期中レビューの中間では適正性、四半期では準拠性の結論とするイメージ）。

なお、適正性意見は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかに加え、経営者が採用した会計方針の選択やその適用方法、さらには財務諸表全体としての表示が適正表示を担保しているかといった実質的な判断を含めた意見」をいう。

また、準拠性意見は、「会計の基準に追加的な開示要請の規定がないこと等を踏まえ、財務諸表が当該財務諸表の作成にあたって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見」をいう。

(1)、(2)については、委員から特段の異論は聞かれなかった。

(3)について、委員から「適正性のみでいいのでは」との意見があった一方、「四半期は注記が限定されるので、適正性のみとするのは難しい」との意見も聞かれた。また、「中間は適正性で四半期は準拠性とすると、その違いを一般投資家が理解するのは難しい。統一したほうがよい」との意見も挙がった。

＊

次回以降、基準の改訂案を示して、議論を行う予定。

今月の税務

日　付	項　目	備考・コメント
10月10日（火）まで	①　源泉所得税および特別徴収住民税の納付（令和5年9月分）	①　源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
10月31日（火）まで	②　法人の確定申告、納付、延納の届出（令和5年8月期分） 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税 ③　申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1ヵ月延長法人（令和5年7月期） 2ヵ月延長法人（令和5年6月期） ④　消費税・地方消費税の確定申告（1カ月ごと）（8月期） ⑤　消費税・地方消費税の確定申告（3カ月ごと）（2月、5月、8月、11月期） ⑥　法人の中間申告（半期・2月期） 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦　法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき　1カ月ごと（8月期を除く） 直前期年税額400万円超のとき　3カ月ごと（2月、5月、11月期）	②～⑦　法人の事業年度（課税期間）の終了日は各月末日とする。 ④、⑤　消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

会計

改正リース会計基準公開草案に寄せられたコメント対応の検討、開始―ASBJ、リース会計専門委

去る9月4日、企業会計基準委員会は第132回リース会計専門委員会を開催した。

5月2日に公表された企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応案について、審議が行われた。

寄せられたコメントを受けて、事務局から、今後個別に取り上げ検討する事項と、コメント対応として扱うものとを分けた対応案が示された。

リースの識別に関するコメント

リースの識別に関する定めについて、「整備新幹線に係る鉄道施設の使用対価は適用対象外として取り扱う定めを設けることを要望する」とのコメントが寄せられた。これに対し、事務局からは「『整備新幹線に係る鉄道施設の使用対価』については、取引内容を確認したうえで対応の要否を検討する」とのコメント対応案が示された。

専門委員からは、「議論の背景としては、国や行政が絡んでくる問題で一般的ではないため、検討の俎上に載るのか。どういった背景があるのかお示しいただきたい」との意見が聞かれた。

事務局は「取引内容がどのようになっているか事務局内で確認が取れていない。したがって、新たな論点が出てきた場合など取引内容次第では取り上げることになる。現在の会計基準や適用指針の定めで対応できるのであれば取り上げなくてもいいと思っている」と回答した。

リースの契約条件等に関するコメント

また、リース事業協会のオブザーバーから、「リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する質問」について、「従前のルールにはないルールが定められており、特にリース規約条件の変更を伴わないケースなどは、実務負担も相当あるため、可能であれば個別論点として議論してほしい。コメ

会計・監査・開示　“来し方行く末”

株式会社による会社運営⑤（分配規制）

公認会計士　市川　育義

株主は、投資の見返りとして、株価の値上がりや配当金の増額を期待するものと考えられるが、株価は資本市場において決定されるものであり、株主としては何ともしようがない。

これに対し、配当金は、会社の機関により決定することとされているため、株主総会で配当議案が審議される場合には、それぞれの株主が議決権行使をすることで、株主の総体としての意思が反映されることとなる。

①　取締役会での配当金の決定

取締役の任期が1年であるような、次の会社においては、定款の定めにより、取締役会において配当金を決定することが可能とされている（会社法459）。

- 会計監査人設置会社であること
- 取締役の任期が1年を超えないこと
- 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社のいずれかであること
- 会計監査人の監査意見が無限定適正意見であること（監査役会の監査報告でこれを否定していないこと）

東証が公表する「コーポレート・ガバナンス白書2023」によれば、東証上場会社の監査役会設置会社のうち、取締役の任期を1年と定めた会社の比率は、年々増加傾向にある。取締役会により配当を決定できる会社においては、株主としては議決権行使はできないが、事業報告において剰余金の配当等の決定方針を記載することが求められているため（会施規126十）、必要に応じて、株主総会での質問等により会社の配当方針を確認することができる。

②　配当は利益配当とは限らない

配当は、一般的には、事業活動の成果として獲得した利益を原資とするものと理解されているようであるが、会社法が規定する剰余金の配当には、利益（その他利益剰余金）だけでなく資本の一部（その他資本剰余金）も含まれるため、配当が必ずしも利益配当を意味しているわけでないことは留意すべきである。配当金が、実質、資本の払戻しを意味することとなる場合には、受取配当金の計上はできないといった配当金受領側の会計処理にも影響することとなる。

③　分配可能額の計算

配当は、株主総会または取締役会において決定されるわけであるが、いくらでも自由に決定できるものではない。配当による会社財産の流出により影響を受ける会社債権者の利益を保護する観点から、配当は会社法が規定する分配可能額の範囲で行わなければならないこととされている（会社法461）。

分配可能額は効力発生日（配当日）における計算となるため、貸借対照表に計上されている剰余金（その他資本剰余金＋その他利益剰余金）の計上額から自動計算できるものではなく、それをスタートとして、決算日の有価証券等の含み損や配当日の自己株式の残高を控除したり、決算日後における資本金・準備金と剰余金の振替えや自己株式の消却を反映させたりするなど、非常に複雑な計算構造となっている。

近年、多額の自己株式の取得が増加傾向にあることに伴い、分配可能額を超える問題事例が実務上見受けられることから、今一度、中間配当や自己株式の取得決議の際には、少なくとも、決算確定前の当期純利益は配当原資を構成しないことに、十分注意すべきである。

ントが相当数あるようなので、もし難しい場合は、丁寧なコメント対応をお願いしたい」との意見が聞かれた。事務局は「検討する」と回答した。

親委員会での審議

9月7日開催の第509回親委員会でも、本テーマについて審議が行われた。

委員からは、「今後の議論のしかたとして、ステークホルダーの実務対応を阻害しないよう、予見可能性の高いものから優先して議論したほうがいい」との意見が聞かれた。

会　計

パーシャルスピンオフの会計処理の実務対応報告案、検討大詰め

―ASBJ、企業結合専門委

去る9月6日、企業会計基準委員会は第109回企業結合専門委員会を開催した。

第108回（2023年9月10日号（№1687）情報ダイジェスト参照）に引き続き、「パーシャルスピンオフの会計処理」について審議された。

改正の文案検討

前回に引き続き、企業会計基準適用指針2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」および会計制度委員会報告7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」について、改正文案の検討が行われた。

前回議論された、2023年4月1日から公表日までの間に実行された取引について早期適用を可能とする経過措置について、事務局はそれに実際に該当するケースを想定できないことを理由に経過措置を定めない修正案を提示した。

専門委員からは、「公開草案を公表し、作成者からニーズがあるようであれば、再検討すればよいのでは」との意見が聞かれた。

また、企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正文案の検討も行われた。

「コメント募集および公開草案の概要」の文案

自己株式等適用指針および資本連結実務指針、税効果適用指針の改正案についてのコメント募集および公開草案の概要の文案が検討された。なお、資本連結実務指針については、日本公認会計士協会より改正案が公表される。

専門委員からは「資本連結実務指針が会計士協会での扱いになることで、『公表にあたって』の対象から外れることになった。こちらが主に読まれることが多いことも考慮すると、参考として連結上の扱いの概要等を付けたほうが便利では」という意見が聞かれた。

事務局は、「なお書きでリファーをしているので、こちらでカバーできると考えている」とした。また、「そのような意見が多く聞かれた場合は再検討する」とした。

また、9月7日開催の第509回親委員会でも、審議が行われた。

専門委員会と同様に、委員から、「資本連結実務指針の内容を参考情報として『公表にあたって』に記載しては」との意見が聞かれ、事務局から「検討する」との回答があった。

財務省法人企業統計調査

―令和5年4～6月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。
以下は、令和5年9月1日に発表した令和5年4～6月期の調査結果の概要です。

回答法人数　22,623社（18,647社）
回 答 率　68.7%　（69.1%）
（ ）書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高（金融業、保険業を除く）

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、356兆3,714億円で、対前年同期増加率（以下、「増加率」という）は5.8%となりました。

業種別にみると、製造業は7.6%、非製造業は5.0%となりました。

◆経常利益（金融業、保険業を除く）

製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、31兆6,061億円で、増加率は11.6%となりました。

業種別にみると、製造業は0.4%、非製造業は19.0%となりました。

◆設備投資（金融業、保険業を除く）

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、11兆927億円で、増加率は4.5%となりました。

業種別にみると、製造業は4.9%、非製造業は4.4%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は9兆6,735億円で、増加率は4.4%となりました。

対前年同期増加率の推移（金融業、保険業を除く）

（単位：%、億円）

区　分	4.4-6	7-9	10-12	5.1-3	4-6（実　額）	4-6
売上高						
全産業	7.2	8.3	6.1	5.0	3,563,714	5.8
製造業	6.1	12.1	9.2	2.3	1,074,215	7.6
非製造業	7.6	6.7	4.9	6.1	2,489,499	5.0
経常利益						
全産業	17.6	18.3	△2.8	4.3	316,061	11.6
製造業	11.7	35.4	△15.7	△15.7	112,656	0.4
非製造業	21.9	5.6	5.2	17.2	203,405	19.0
設備投資						
全産業	4.6	9.8	7.7	11.0	110,927	4.5
	(3.5)	(8.0)	(6.3)	(10.0)	(96,735)	(4.4)
製造業	13.7	8.2	6.0	11.3	40,472	4.9
	(11.9)	(6.6)	(5.5)	(10.7)	(35,958)	(4.0)
非製造業	△0.0	10.7	8.6	10.8	70,455	4.4
	(△0.9)	(8.8)	(6.7)	(9.6)	(60,777)	(4.6)

（注）設備投資の（　）書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省（財務局・財務事務所）への提出をお願いします。
なお、次回令和5年7～9月期の調査票の提出期限は令和5年11月10日、結果の公表は令和5年12月1日の予定です。

会計

電子決済手段の会計処理に関するコメント対応、開始―ASBJ

去る9月7日、企業会計基準委員会は、第509回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

金融商品の減損

第205回金融商品専門委員会（2023年9月20日号（No.1688）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、ステップ2を採用する金融機関における金融資産の条件変更の開示について審議された。

事務局から、注記に関してIFRS9号「金融商品」の定めを取り入れない項目については、原則IFRS7号「金融商品：開示」の定めを取り入れないことを基本的な方針としており、条件変更に関するIFRS7号の定めおよび、銀行等金融機関において要求されている条件変更に関連する開示の分析を行った結果、両者とも取り入れないとする案が示された。

委員からは賛同意見が多く聞かれたが、「利用者として条件変更は情報価値が高く、取り入れないとする案に抵抗がある」との意見も聞かれた。

電子決済手段の会計処理・開示

第159回実務対応専門委員会（2023年9月20日号（No.1688）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等に関するコメント対応につき、審議された。

このうち、表示に関して、「貸借対照表上の表示は『現金及び預金』に含めるとされているが、その明確化を希望する」とのコメントに「わが国の会計基準では貸借対照表上の現金及び預金の範囲を定めていないことに鑑み、貸借対照表上の電子決済手段の表示について定めていない」とのコメント対応案が示された。

委員からは、「『現金及び預金』に含まれるか明確化したほうがいいのでは」との意見があり、事務局から「実務対応報告の範囲を超えるので、ここでは難しい」との回答がされた。

会計

日本版S1・S2基準の開発、検討進む―SSBJ

去る9月5日、SSBJは第20回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第19回（2023年9月10日号（No.1687）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS S1号およびIFRS S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。

審議された具体的な検討事項は主に以下のとおり。

目的

日本版S1基準・S2基準の目的について、それぞれIFRS S1号・S2号の定めを取り入れる。

日本版S1基準に関して、委員からは「『サステナビリティ開示』が『一般目的財務報告書の特定の様式をいう』と定義されているが、この訳し方だと誤解を招く可能性があるのではないか。S1号の『様式』は『情報の集合体としての様式』を指しているかと思うが、様式という言葉が日本では開示様式のようなものを想起させやすいのでは」との声が聞かれた。事務局は、「訳としては正しいが、説明のしかたを考える」とした。

範囲

日本版S1基準における範囲について、IFRS S1号の定めを取り入れる。

また、SSBJが公表する他のテーマ別基準が、具体的なサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報の開示について定めている場合、これに従わなければならない、とした。

バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスクおよび機会の範囲の再評価

日本版S1基準において、IFRS S1号の定めを取り入れる。

また、バリュー・チェーンを通じてのサステナビリティ関連のリスクまたは機会の範囲について、重大な事象や変化にかかわらず、より頻繁に再評価できるものとした。

判断

日本版S1基準における（作成過程で企業が行った）判断について、IFRS S1号の定めを取り入れる。

委員からは、「事務局から示されている提案に『開示に含まれる情報に最も重大な影響を与えるものを理解できるよう、情報を開示しなければならない』という記述があるが、原文では複数形なので、必ずしも1つに限らない旨が伝わるよう表現を修正したほうがいいのではないか」という意見が聞かれた。事務局は、「書き方を検討する」とコメントした。

測定の不確実性

日本版S1基準における測定の不確実性について、IFRS S1号の定めを取り入れる。

委員からは「具体的に何を開示すればいいのかがわかりにくい」という意見が聞かれた。事務局は、「例示を出すことはできるが、出した瞬間、各企業はそれと同じものを開示する蓋然性が高い。持ち帰って検討したい」とコメントした。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日　付	法　規　等	出　所	備　考	掲載号
2023年9月6日	業種別委員会研究資料「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」（公開草案）	JICPA	昨今、暗号資産やNFT（Non-Fungible Token）などのトークン（電子的な記録・記号）を活用するWeb3.0ビジネスが広がりをみせているなか、Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題について研究を重ね、取りまとめたもの。監査受嘱上の留意事項およびトークン発行に係る監査上の課題、トークン保有に係る監査上の課題、NFT、SAFT（Simple Agreement for Future Token）などについて検討されている。コメント期限は10月６日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230906gjj.html	―

金融

日銀審議委員の二極化と金融政策の未来

日本銀行の田村直樹審議委員と中川順子審議委員の発言が示す方向性の違いは注目に値する。田村審議委員は8月30日の講演で、物価安定の目標達成が視野に入っていると主張。対照的に、中川審議委員は9月7日の記者会見で、物価目標の達成は見通せず、マイナス金利の解除も慎重に見極める必要があると述べた。

このような食い違いが生じる理由として、経済環境のリスク評価や、それに基づく政策方針への信念の違いが考えられる。田村審議委員が前向きな評価を行っている背後には、物価上昇や経済成長に対する楽観的な見方がある可能性がある。

一方で、中川審議委員はよりリスク回避的、慎重な姿勢が垣間見える。この違いは、リスク許容度や経済環境の安定性といった基本的な経済観念に起因している可能性がある。

田村審議委員のような前向きな出口戦略が採用されれば、金融市場は早期の金利引上げを予測する可能性がある。逆に、中川審議委員のような慎重な立場が採用されると、現行の金融緩和策の維持期間が延長される可能性が高まる。短期的には、田村審議委員の方針が採られた場合、金利が上昇し企業の資金調達コストが増加する可能性がある。しかし、長期的には、物価安定目標に近づく可能性が高まる。逆に、中川審議委員の慎重な立場が採られれば、物価目標の達成が遅れるリスクと引き換えに、企業の資金調達が容易になり、経済成長が支援される。

最終的には、これらの対立する視点が日銀内部でどのように1つの方針に落ち着かせるか、が重要である。どちらの立場が採られても、市場とのコミュニケーションを密にとり、方針が明確であることが求められる。

この点において、日銀は今後も市場との対話を重視する方針を維持すると考えられる。日銀内部の議論の行方が金融政策の今後の方向性を決定づける重要な要素と考えられる。

証券

今後も日本株価のカギを握る海外投資家

8月末から9月初めにかけて日本株の上げが目立った。日経平均は8日連騰、累計5％上昇と、この期間、勢いは米国株をはるかに上回り、世界的にみると日本株独歩高の感があった。株価は長期間の調整から一気に蘇ったようであったが、その原因を探ってみると、海外投資家が8月第5週から大幅な株式買越しに転じているのである。

しかし、9月上旬の終わりにマイナス金利政策解除が近いという情報が流れると、日経平均の上昇は止まった。こうした日本株の動きは、日本の株式市場が海外投資家の動向次第であることを再認識させられる。

それでは海外投資家は今後、日本市場にどうアプローチしてくるだろうか。海外投資家の中心は欧米のヘッジファンド＝資金運用業者である。それらにとって株式投資はあくまで米市場中心であり、日本市場は2番目以下に位置づけられる。したがって、米市場が期待薄の状態にある、もしくは資金余力がある、といった場合に日本市場に目を向けてくることになる。

そのため、海外投資家の日本株投資を予想するには、まず米市場の動向を押さえておく必要がある。米市場は長らく米連邦準備制度理事会（FRB）の決定次第の状況が続いている。FRBはインフレの抑制と景気後退の回避というソフトランディングの実現を期待しつつ金利を操作する姿勢だが、インフレ動向の読みづらい情勢が続いており、金利の決定は経済統計データ次第と、主体性を放棄している。

米資金運用業者にとって、米市場は腰の据わった投資を決定しにくい状況が続いている。そのため、米市場以外へ目を向けることになり、それが日本市場というのは十分考えられる。

もちろん、それには日本経済、日本の企業収益が相対的に良好なパフォーマンスであることが求められる。今年前半の株価上昇で日本株は割安感がかなり薄れてきていると思われるだけに、その点はなおさら重要である。